

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

【2024年9月1日現在】

# 1 居宅介護支援事業所愛和苑の概要

## (1) 居宅介護支援事業所愛和苑の概要

設置主体 社会福祉法人 愛和会  
理事長 森 誠  
事業所名 居宅介護支援事業所 愛和苑  
所在地 茨城県古河市駒羽根 320-1  
介護保険事業者番号 第 0870400546 号 茨城県  
サービスを提供する地域  
古河市全域及び、境町、五霞町、久喜市（旧栗橋地区）、栃木県野木町  
※上記地域以外でもサービスの提供はできます。

## (2) 事業所の職員

管理者 1名(常勤・介護支援専門員と兼務)サービス管理全般  
介護支援専門員 2名以上 サービス計画の立案・介護給付管理等  
事務員 1名(常勤・兼務)補助及び事務処理

## (3) 営業日

月曜日から金曜日  
国民の祝日及び国民の休日並びに 12月31日から1月3日までを除く

## (4) 営業時間

平日 午前8時30分から午後5時30分まで  
常時、相談などの電話受付を行います。  
連絡先 0280 (93) 0234

担当 \_\_\_\_\_ (介護支援専門員)

# 2 居宅サービス計画(ケアプラン)作成の支援

- (1) 居宅介護支援事業所 愛和苑 (以下、「事業者」といいます) は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- (2) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の利用状況は別紙のとおりである。※別紙参照

# 3 利用料金

## (1) 利用料

要介護等の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の料金(利用者負担割合により その1割~3割)を頂き、当事業所からサービス証明書を発行致します。介護保険料の滞納分等の支払い後、このサービス証明書を市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 (I) (ケアマネ一人当たりの取り扱い件数 45 件未満)

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円
初回加算 (初回月・介護度が2段階以上上がった月のみ)	3,000 円
入院時情報連携加算 (I) (入院月1回を限度)	2,500 円
入院時情報連携加算 (II) (入院月1回を限度)	2,000 円
退院・退所加算 (I) イ (入院または入所期間中1回を限度)	4,500 円
退院・退所加算 (I) ロ (入院または入所期間中1回を限度)	6,000 円
退院・退所加算 (II) イ (入院または入所期間中1回を限度)	6,000 円
退院・退所加算 (II) ロ (入院または入所期間中1回を限度)	7,500 円
退院・退所加算 (III) (入院または入所期間中1回を限度)	9,000 円
ターミナルケアマネジメント加算 (当月1回のみ)	4,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 (当月2回を限度)	2,000 円 / 回
通院時情報連携加算 (当月1回のみ)	500 円

## (2)交通費

前記 I の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。(車の場合は片道 1 キロメートルにつき 20 円の実費負担となります。)

## (3)その他

料金が発生する場合は、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求書を発行しますので、14 日以内にお支払いください。お支払いいただき、領収書を発行します。

## 4 秘密保持

事業者、介護支援専門員、事務員はサービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密は正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

## 5 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、併設施設と共に必要な設備を備え、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画のに基づき、年 4 回以上従業員の訓練を行います。

## 6 賠償責任

事業者は、サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 7 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記の窓口で承ります。

電話 0280 (93) 0234  
担当者 管理者・主任介護支援専門員  
受付時間 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 30 分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

茨城県 古河市役所 保健福祉部 高齢介護課	所在地 : 茨城県古河市駒羽根 1501 電話番号 : 0280-92-4921 FAX : 0280-92-5594 受付時間 : 9 : 00~17 : 00
茨城県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 : 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 茨城県市町村会館内 電話番号 : 029-301-1565 FAX : 029-301-1580 受付時間 : 8 : 15~17 : 15 (土日祝・年末年始を除く)
茨城県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 : 茨城県水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階 電話番号 : 029-305-7193 FAX : 029-305-7194 メール : tekisei@ibaraki-werufere.or.jp 受付時間 : 毎週 月~金 9 : 00~17 : 00
茨城県 境町役場 介護福祉課	所在地 : 茨城県猿島郡境町 391 番地 1 電話番号 : 0280-81-1323 受付時間 : 8 : 30~17 : 15
茨城県 五霞町役場 健康福祉課	所在地 : 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1 電話番号 : 0280-84-0006 FAX : 0280-84-0149 受付時間 : 8 : 30~17 : 15
埼玉県 国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 : 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番国保会館 8 階 電話番号 : 048-824-2568 FAX : 048-824-2561 受付時間 : 平日 8 : 30~12 : 00 13 : 00~15 : 00

埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階 電話番号：048-822-1243 FAX：048-822-1406 受付時間：毎週 月～金 9：00～16：00
埼玉県 久喜市役所 介護福祉課	所在地：埼玉県久喜市下速水 85 番地の 3 電話番号：0480-22-1111 FAX：0480-22-3319 受付時間：8：30～17：15
栃木県 国民健康保険団体連合会	所在地：栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号：028-622-7242 受付時間：9：00～17：00
栃木県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号：028-622-2941 FAX：028-622-2316 メール：asu.sw@dream.ocn.ne.jp 受付時間：毎週 月～金 9：00～16：00
栃木県 野木町役場 健康福祉課 高齢対策係	所在地：栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 電話番号：0280-57-4111 FAX：0280-57-4193 メール：kenkoufukusi@town.nogi.ig.jp 受付時間：8：30～17：15

2024年4月1日現在

本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

20 年 月 日

(事業者)

所在地 茨城県古河市駒羽根 320 番地 1  
名称 居宅介護支援事業所 愛和苑  
代表者 愛和会理事長 森 誠 印  
管理者 主任介護支援専門員

印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

20 年 月 日

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(署名代行者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印